

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県病院事業局長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当ではなく、取り消した上で開示請求文書の特定をやり直し、改めて処分すべきものである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和5年11月22日付け（同日收受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「医師労組（医師が加入する労働組合）に関する文書すべて。例えば、沖縄県病院事業局と医師労組が行った会議（形式を問わない）の議事録、医師労組とやり取りした文書やメール等。2018年4月1日以降に作成または受理したもの。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として以下の文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第7条第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和5年12月1日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (1) 平成30年度第1回～第4回医師労組団体交渉議事録
- (2) 令和元年度第1回～第4回医師労組団体交渉議事録
- (3) 令和2年度第1回～第6回医師労組団体交渉議事録
- (4) 令和3年度第1回、第2回、第6回、第7回医師労組団体交渉議事録
- (5) 令和4年度第1回、第3回～第8回医師労組団体交渉議事録
- (6) 令和5年度第1回医師労組団体交渉議事録

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年12月16日付け（令和5年12月19日收受）で実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和6年2月27日付けで審査会に対して、本件処分について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決裁を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

実施機関は、不開示決定通知書の中で、特定した医師労組との団体交渉の議事録の全てを不開示とした。その理由として、「沖縄県情報公開条例第7条第7号に該当」、及び、「交渉事務の性質上、交渉内容や折衝状況を公にすることは、県民及び組合員に対し、互いの主張が誤解され信用を失うなど、当事者としての地位や利益を不当に害するおそれがある。」が示されていた。

- (1) 審査請求人は実施機関に対し、令和5年9月15日付けの公文書開示請求書により実施機関が労働組合とやり取りした文書を開示請求したところ、病院労組の要求書とそれに対する沖縄県病院事業局の回答書が開示された。その文書の内容は、病院労組との交渉内容や折衝状況である。したがって、この度の医師労組との団体交渉の議事録も開示されるべきである。
- (2) 実施機関は、「当事者としての地位や利益を不当に害するおそれ」と述べているが、「おそれ」の具体性や蓋然性は示されていない。このような漠然とした理由による不開示が正当化されると、恣意的な不開示が可能となってしまう。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、棄却されることが適当であると考ええる。

2 弁明の内容

(1) 第3の2(1)の指摘について

ア 条例第7条第7号イの規定において、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある場合は、不開示情報とする旨を定めている。

イ 沖縄県病院事業局では、病院労組の「要求書・それに対する沖縄県病院事業局の回答書」と同様の文書を医師労組とやりとりしていない。「病院労組の要求書」は春闘職場要求として正式に提出された公文書と認識し、それに対し回答書を発出している。

なお、内容も交渉経過や折衝内容を確認することができないため、議事録には該当しないと判断し、公開した。

(2) 第3の2(2)の指摘について

ア 労使交渉では給与や労働条件等について協議を行うため、非公開で行われており、その交渉記録である議事録が公開されることで、今後の交渉における率直な意見交換が妨げられ、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある。

イ 率直な意見交換がなされなかった結果、労使間の信頼関係が損なわれ、病院事業の運営や県民への安定的な医療の提供に支障をきたすおそれもある。

以上、条例第7条の規定に基づき、文書の不開示を決定しており、適正なものであると考える。

第5 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 本件公文書の特定について

本件請求は、実施機関が2018年4月1日以降に作成または受理した医師労組に関する文書すべてについて開示を求めるものであることから、審査会において実施機関に対して、本件公文書以外に特定すべき文書を保有していないか再度確認するよう依頼した。

実施機関によると、実施機関における電子データ保存用フォルダや紙文書綴りを改めて確認したが、医師労組からの要求書やそれに対する実施機関の回答書は存在せず、また、本件公文書以外の医師労組とのやり取りが記載された文書も確認できなかったとのことであった。

実施機関における文書の確認方法について、特段不自然な点は認められない。また、審査会において本件公文書の内容を確認したところ、主に実施機関から医師労組に対する「提案」に関する協議・交渉に係る議事録であったことを踏まえると、実施機関と医師労組との間では要求書やそれに対する回答書に関するやり取りはなく、本件公文書以外の文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ただし、審査会において本件公文書を見分するに当たり、実施機関が本件開示請求文書として特定したとする「令和4年度第1回医師労組団体交渉議事録」が見当たらなかったため実施機関へ確認したところ、当該議事録は作成・保有していないとのことであった。

以上より、実施機関は本件公文書以外に特定すべき文書を保有していないと認められるものの、作成・保有していない文書を本件公文書として特定していることから、本件公文書の特定には不適當な点があると認められる。

2 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、アからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

同号イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を掲げている。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の

利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、例えば、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

同号本文における「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではないので、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されることから、事務又は事業に関する情報を公にすることによって、生じる種々の利益と不利益を比較衡量しなければならない。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 条例第7条第7号該当性について

本件公文書は、実施機関と医師労組間の労使交渉に係る議事録であることから、条例第7条第7号本文に定める実施機関が行う事務に関する情報に当たり、同時に同号イにおける「契約、交渉又は争訟に係る事務」に関する情報に該当する。

審査会において本件公文書の内容を確認したところ、交渉の日時、場所、出席者の役職名・氏名及び実施機関と医師労組がそれぞれの立場において行った給与や人事制度等に関する提案や主張に係る発言内容が記録されていることが確認できた。

実施機関はこれらの情報について、本件処分通知において、「交渉事務の性質上、交渉内容や折衝状況を公にすることは、県民及び組合員に対し、互いの主張が誤解され信用を失うなど、当事者としての地位や利益を不当に害するおそれがある。」ため、同号に該当し不開示としていることから、以下同号該当性について検討する。

(1) 交渉の日時及び場所について

交渉の日時及び場所に係る記載については、仮に公にしたとしても、互いの主張に誤解が生じたり、信用を失ったりなどといった事態に繋がるとは考え難く、交渉における率直な意見交換を妨げるものとは認められないことから、当事者として認められるべき地位や利益を不当に害するおそれがあるものとは言えない。

また、当該情報を公にすることで、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすような事情も見当たらないことから、条例第7条第7号に掲げる不開示情報には該当しないため、開示すべきである。

(2) 出席者の役職名・氏名について

ア 実施機関の職員の役職名・氏名については、仮に公にしたとしても、互いの主張に誤解が生じたり、信用を失ったりなどといった事態に繋がるとは考え難い。他方で、公にすることで、今後の交渉の過程において、出席者に対して外部からの干渉や圧力が発生する懸念が考えられるが、可能性に留まるものであって、直ちに当事者として認められるべき地位や利益を不当に害するおそれが

あるものとは言えない。

また、当該情報を公にすることで、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすような事情も見当たらないことから、条例第7条第7号に掲げる不開示情報には該当しないため、開示すべきである。

なお、役職名・氏名については、条例第7条第2号本文に掲げる特定の個人を識別することができるものに当たるが、実施機関の職員の役職名・氏名については、同号ウに該当することから、不開示情報には当たらない。

イ 医師労組に係る出席者の役職名・氏名については、上記アと同様の理由により、条例第7条第7号に掲げる不開示情報には該当しないと考えられるが、労働組合の活動の一環として参加していることから職務の遂行に係る情報に当たらないため、条例第7条第2号ウに該当しない。

したがって、同号本文に掲げる特定の個人を識別することができるものに当たり、不開示情報に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(3) 出席者の発言内容について

出席者の発言内容については、仮に公にされると、非公開であることを前提として行っていた提案や主張、根拠資料の提示等が憚られることとなる事態などが予想され、交渉における率直な意見交換が妨げられることに繋がると考えられることから、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第7号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示とすることが妥当である。

なお、「当事者としての地位や利益を不当に害するおそれ」の「おそれ」の具体性や蓋然性が示されていないとする審査請求人の主張については、非公開を前提として行われた労使交渉の議事録が公にされると、その後の交渉において率直な意見交換を行いにくくなったり、個人のプライバシーに関する課題を具体的に提起して交渉することが困難になるなどの影響が生じ、交渉による課題解消がなされないことで、本来得られるはずであった当事者としての地位や利益を害するおそれがあることは容易に想定され、法的保護に値する蓋然性を有することは明らかであるから、認められない。

4 理由付記について

審査請求人はその余の主張として、本件処分通知における理由付記について、「当事者としての地位や利益を不当に害するおそれ」のうちの「おそれ」の具体性や蓋然性が示されておらず、このような漠然とした理由による不開示が正当化されると、恣意的な不開示が可能となってしまう旨主張している。

当該主張は、本件処分通知における理由付記の不備についての主張とも読み取れることから、念のため条例第14条について検討する。

条例第14条第1項は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

審査会において本件処分通知の理由付記を確認すると、開示しないこととなった根拠規定として条例第 7 条第 7 号を示すとともに、同号を適用する理由として、「交渉事務の性質上、交渉内容や折衝状況を公にすることは、県民及び組合員に対し、互いの主張が誤解され信用を失うなど、当事者としての地位や利益を不当に害するおそれがある。」旨記載されていることが確認できた。

実施機関は、「交渉内容や折衝状況を公にすることは、県民及び組合員に対し、互いの主張が誤解され信用を失う」ことにより、「当事者としての地位や利益を不当に害するおそれ」があるため同号を適用することを本件処分通知において示しており、根拠規定及び当該規定を適用する根拠はこの記載から理解し得るものであることから、本件処分における理由付記に不備はなく、審査請求人の主張は認められない。

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理
高良 誠	弁護士	
徳本 和秀	弁護士	
中村 政也	弁護士	
西山 千絵	琉球大学准教授	会長

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 29 日	諮問書受理
令和 7 年 6 月 18 日	審議（第369回）
令和 7 年 7 月 22 日	審議（第370回）
令和 7 年 8 月 18 日	審議（第371回）
令和 7 年 9 月 8 日	審議（第372回）
令和 7 年 10 月 15 日	審議（第373回）